

○ 高年齢求職者給付金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 65歳以降には年金制度が存在することや65歳以降の求職活動の実情、在職老齢年金との関係、社会保障給付への課税問題等を総合的に勘案し、制度の在り方を検討すべきではないか。
- ② 保険料免除制度との関係で、65歳を境にした世代間の恒常的な所得移転となってしまうが、もともと雇用保険制度は「在職者」から「予期せざる事故としての失業に遭遇した求職者」に対する所得移転を目的とする制度と考えれば、このような固定的な世代間所得移転は、被保険者間の公平感を損なうのではないか。

○ **高年齢求職者給付金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 本年度から給付日数が半減されたばかりであり、直ちに見直すことは適當ではないが、将来的には廃止も含め見直しを行う必要がある。（平成１１年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しにとどまらず、将来的には廃止も含め見直しを検討していく必要がある。（平成１４年雇用保険部会報告書）

高年齢求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	127,480	93,029	34,451	45,078,710	34,902,041	10,176,668
13年度	131,857	96,607	35,250	46,113,829	35,836,514	10,277,315
14年度	134,714	98,714	36,540	46,534,126	36,131,039	10,403,087
15年度	123,839	88,748	35,091	33,612,316	25,765,801	7,846,516
16年度	110,024	77,349	32,675	24,249,472	18,177,735	6,071,737
平成17年 2月	7,379	4,848	2,531	1,594,884	1,136,004	458,879
3月	6,728	4,327	2,401	1,429,807	999,265	430,542
4月	21,073	15,950	5,123	4,772,264	3,776,022	996,242
5月	16,594	11,837	4,757	3,649,531	2,747,628	901,903
6月	8,698	5,959	2,739	1,897,303	1,403,438	493,865
7月	7,894	5,523	2,371	1,751,132	1,318,787	432,345
8月	6,762	4,574	2,188	1,469,934	1,072,072	397,862
9月	6,625	4,401	2,224	1,425,019	1,024,806	400,214
10月	7,299	5,016	2,283	1,567,343	1,154,331	413,012
11月	6,272	4,126	2,146	1,323,875	946,472	377,403
12月	5,015	3,331	1,684	1,058,658	761,946	296,712
平成18年 1月	7,253	4,992	2,261	1,581,996	1,167,604	414,392
2月	7,719	4,968	2,751	1,651,372	1,158,345	493,037

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
 2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

3 特例一時金

特 例 一 時 金 の 概 要

季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者）が失業した場合において、離職の日前１年間に被保険者期間が６月（注）以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の５０日分の特例一時金が支給される。

注）雇用保険法附則第３条の規定により、実質的には４月と２２日で足りる。

○ 特例一時金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 頻繁に失業状態に陥るような被保険者に対する給付であるにもかかわらず、受給資格要件は一般求職者給付よりも緩く、結果として財政的には一般被保険者側から恒常的に持出しとなっている。
特例一時金については、雇用保険給付として対処することに疑義のある循環的給付であり、廃止するという選択肢も含め、検討すべきではないか。
- ② 特例一時金の失業認定の方法（認定日に失業していれば、50 日分の給付を支給）について、どのように考えるか。
- ③ 積雪寒冷地においては、特例一時金の存在を織り込んで同じ労働者を循環的に雇用している実態にあり、いわば非積雪寒冷地の負担により積雪寒冷地における休業補償を恒常的に賄う関係となっている。これは例えば経済情勢の影響によりたまたま一定の地域圏の雇用失業情勢が厳しく、求職者給付が多く出るといような問題とは異質であり、地域間の公平性を著しく欠いているのではないか。
- ④ 季節労働者問題は積雪寒冷地特有の問題であり、地方自治体の施策の対象とすべきものではないか。また、地域雇用対策との関連も考慮すべきではないか。

○ **特例一時金に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、本来的には一般対策で措置することが適当なものであることから、将来的にはその在り方を検討する必要がある。
（平成11年雇用保険部会報告書）
- ② 今回の見直しの対象としていないが、本給付は失業が元々予定された者に対する循環的な給付であり、他の雇用対策等で措置することが適当なものであることから、今後その在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

短期雇用特例求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	329,094	239,081	90,013	93,252,255	74,748,530	18,503,725
13年度	319,257	235,464	83,793	89,506,269	72,334,793	17,171,476
14年度	293,101	216,873	76,228	80,842,069	65,412,481	15,429,587
15年度	275,957	205,736	70,221	70,786,042	57,181,398	13,604,644
16年度	253,910	189,318	64,592	63,416,426	51,094,362	12,322,065
平成17年 2月	42,814	34,181	8,633	10,826,553	9,117,394	1,709,159
3月	16,657	14,227	2,430	4,235,913	3,790,765	445,148
4月	20,000	18,279	1,721	5,239,634	4,904,491	335,142
5月	15,411	12,814	2,597	4,010,947	3,545,622	465,325
6月	8,914	6,189	2,725	2,184,833	1,721,086	463,747
7月	5,621	2,457	3,164	1,147,429	633,771	513,658
8月	6,035	2,908	3,127	1,296,427	800,726	495,702
9月	2,736	1,726	1,010	653,623	485,578	168,044
10月	1,686	1,142	544	396,165	304,531	91,634
11月	5,293	2,657	2,636	1,194,463	668,127	526,336
12月	25,148	11,026	14,122	5,629,070	2,786,082	2,842,988
平成18年 1月	90,549	74,130	16,419	23,117,067	19,924,812	3,192,255
2月	37,467	29,145	8,322	9,252,707	7,644,982	1,607,725

- (注) 1. 各年度の数値は年度計である。
 2. 支給金額は業務統計による暫定値である。